

ワクチン接種歴又は陰性の検査結果について

(1) ワクチン接種歴

4月28日宿泊分まで

- ・ 石川県在住者はワクチンの2回目接種から14日以上経過していること、その他在住者は3回目接種済であることが分る予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ）を提示してください。

5月9日宿泊分から

- ・ 全ての助成対象利用者はワクチンの3回目接種済であることが分る予防接種済証等を提示してください。

- ・ なお、予防接種済証等を撮影した画像や写し、電子的なワクチン接種証明書等でも提示可能です。

(2) 陰性の検査結果

- ・ PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）及び抗原定性検査の陰性である結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）を提示してください
- ・ 検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法（※）、④検査所名（※）、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものであること
 - ※事業者の管理下で行った抗原定性検査の検査結果通知書の場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名、④検査所名の代わりに事業所名が明記されたものを提示してください。
- ・ 有効期限は、PCR検査・抗原定量検査は旅行日の前日から起算して3日以内、抗原定性検査は1日以内です。
- ・ 12歳未満については同居する親等の監護者が同伴する場合には検査不要です。
 - ※監護者が、自身のワクチン接種歴もしくは陰性の検査結果を提示することが前提です。
 - ※ただし、まん延防止等重点措置等の対象区域に係る都道府県をまたぐ移動にあつては、6歳以上12歳未満は検査が必要となる場合があります。